

令和7年度 小樽市立朝里中学校 部活動ガイドライン

令和7年3月4日改正

【部活動の意義】

中学校で行われている部活動は、共通の種目や分野に興味・関心を持った中学生が、学級や学年の枠をこえ、自発的・自主的に行う活動であり、中学生の発達に有意義な側面もある。楽しさや喜びを味わい、豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活を展開していく機会ととらえ、成果主義、勝利至上主義に陥らず、生涯学習の基盤となる活動である。

1 部活動の位置付け

部活動は、教育課程（学校の教育計画）外の学校教育活動である。学習指導要領の部活動の意義を鑑み、本校の教育活動の一環として実施する。学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体との連携を図り持続可能な運営体制に努める。

2 部活動の目標

- (1) 個性の伸長
 - ・ 共通の趣味、特技を追求することにより、知識を深め技能をおよび学ぶ意欲を高める。
- (2) 望ましい人間関係などの育成
 - ・ 先輩・後輩、指導者等との望ましい人間関係を育て、社会性を養う。

3 開設する部について

- (1) 新設設置条件
 - ・ 原則として、指導顧問がおり、運動部においては10名以上の希望者があること。
 - ・ 保護者の意見をよく聞き、職員会議を経て、学校長が決定する。
- (2) 継続設置方法
 - ・ 部活動の設置は、前年度まで設置されていた部を考慮し、職員会議を経て学校長が決定する。
- (3) 廃部方法
 - ・ 段階的に対応しながら、保護者の意見をよく聞き、職員会議を経て、学校長が決定する。
- (4) その他
 - ・ 基本的には単年度設置とし、年度ごとに見直す。

4 合同部活動（拠点校方式）について

- (1) 開設する部活動は、教育委員会が学校と協議のうえ決定する。
- (2) 顧問は、拠点校の教員等が担当する。
- (3) その他、必要事項は、教育委員会の定めるところによる。

5 部活動（拠点校方式も含む）への加入について

- (1) 部活動へは、希望する者が加入することとし、部の複数加入は認めない。
- (2) 加入には、保護者の同意を必要とする。
- (3) 部活動の年度途中の変更は、認めないことを原則とする。止むを得ない場合の途中入退部等については、該当の部活顧問、担任、保護者が連絡・連携をとりながら対応する。1年生は5月中までの変更を認める。

6 活動時間等について

「小樽市の部活動の在り方に関する方針」より（抜粋）

【適切な休養日等の設定】

- 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り返る。）。
- また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とする。休養日には、学校で行う朝練習や自主練習も行わない。
- 大会等の前で、やむを得ず活動を行う場合（大会等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合）は、代替の休養日を設ける。
- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- (1) 平日の部活動について
 - ・活動時間は、長くとも2時間程度とする。(完全下校 5校時:17:30 6校時 18:30)
 - ・朝練習は行わない。
- (2) 休日及び長期休業中の部活動について
 - ・活動時間は、長くとも3時間程度とする。
 - ・土日連日の活動は行わない。
- (3) 定期テスト前の活動について
 - ・テスト5日前(土日を含む)から部活動は停止する。ただし、大会前等の場合は、顧問会議・学校長の許可を得て活動する。
- (4) 職員会議等の会議日の時
 - ・原則的には会議日に活動を行わない。大会等が近い場合は、顧問会議・学校長の許可を得て活動する。

7 部活動推進にかかわる留意事項

- (1) 顧問の配置、部活動数について
 - ・各部の顧問は、本校職員が複数で担当することを原則とする。また、教員定数の増減に伴い、部活動数の変動があり得る。
- (2) 指導者
 - ・部活動は、指導者の監督の下に行う。指導にあたっては、地域住民等で指導可能な人材に協力を仰ぎ、学校と地域、保護者等との連携のもと行う。
- (3) 活動の基本姿勢
 - ・部活動は、学校長の承認を得た年間計画・月間計画などに基づいて行う。各種計画は部活動顧問および部活動担当者・校長が保管する。
- (4) 対外試合・練習試合・コンクールなどについて
 - ・学校長が教育上必要と認めた場合に参加できる。部活動顧問は事前に学校長の許可を取る。
 - ・生徒の移送については、原則として公共交通機関を利用する。
- (5) 部活動外種目の大会引率について
 - ・部活外種目の中体連大会(市内大会、全道大会等)への引率は、その都度、担当係を中心に協議する。
- (6) 学校生活における部活動参加の位置付け
 - ・授業・学習活動はもとより、学級会活動、生徒会(委員会)活動が部活動よりも優先する。
- (7) 部活動加入の自由
 - ・部活動は希望参加制である。今日は多様な志向や選択肢(民間のスポーツ、文化団体)が存在する。部活動の加入の有無が学校生活や進路に影響するものではない。
- (8) 経費について
 - ・各家庭からの負担による部費、市費やPTAからの補助により活動する。なお、PTAからの補助についてはその規約に従う。
 - ・部費の管理については、保護者等と連携・協議し、適切に執行し、年度末に決算報告を行う。
- (9) 災害の補償について
 - ・スポーツ振興センターの災害共済給付が活用できるが、適用されない場合もある。(申請に際し、活動計画の提示を求められる)

8 部活動保護者会について

- (1) 各部活動の運営に当たっては、その活動を円滑に進めることができるよう、保護者の協力を図るため、部活動保護者会を開催する。

9 その他

- (1) 部活動での宿泊練習は禁止とする。(協会や連盟の主催による宿泊練習は、保護者の責任において参加させること)
- (2) 個別懇談期間中などの指導者は、別途巡回指導者を充てる。
- (3) 活動時間・下校時間・設備・備品の利用など、部活動に関する約束を守れない場合や、日常の学校生活におけるルール違反の継続や重大な品行不良や社会道徳に逸脱する行為があったときには、当該部活動を停止することがある。
- (4) 運動部の服装は、ジャージ、ユニフォームなど各部で決められた服装で参加する。
- (5) かばんなどの持ち物は活動場所に持参し、活動終了後は教室に戻らず下校する。
- (6) 着替えは指定された場所ですること。更衣室は更衣のみに使用すること。
- (7) 顧問不在の場合は活動できない。
- (8) 用具の出し入れなどは、顧問の許可を得ること。
- (9) 活動終了後は、清掃、整備を行い、消灯、窓、非常口などの点検を行う。
- (10) 部活動に関する相談、要望については